有明海自動車航送船組合監査委員公告第1号

令和4年7月13日に実施した令和3年度有明海自動車航送船事業会計の監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定において準用する同法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月31日

有明海自動車航送船組合 監査委員 藤井 一恵 同 下田 芳之

監査の結果に係る措置について (有明海自動車航送船事業会計)

1 監査意見について

(1) 監査意見

ア 誘客の推進について

今後も新型コロナウイルス感染症の影響が続くことが見込まれる中、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図るウィズコロナ・ポストコロナの社会の実現を見据え、引き続き関係団体や旅行業者と連携し、新しい生活様式に沿った利用者のニーズを的確に捉えたサービスの提供を図るなど、さらなる誘客推進に努められたい。

イ 管理部門の人材育成について

当組合においては、中堅層の職員が少なく、若手職員が多いことから、若手職員 を中心に外部研修受講の機会の増大や、体系的な研修計画の策定などを行っている が、今後とも継続的な人材育成に努められたい。

ウ 将来に向けた経営のあり方等について

当組合においては、平成 29 年度に、安全運航を基本とし、低運賃の維持と3隻保有による運航体制を維持することなどを内容とする「有明フェリー中期目標」を策定し、船舶の更新計画等に取り組んできているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に収支が悪化し、10 期連続の黒字から赤字に転落した。令和3年度も営業損益が大幅な赤字となるなど、依然としてコロナ禍前の状況まで回復しておらず、今後の収支見通しが不透明な中で、船舶の更新や退職者の補充ができていない状況にある。

「有明フェリー中期目標」については、令和3年度に計画期間が終了したが、航送船事業を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の動向、今後の急速な 人口減少や保有する船舶の老朽化など厳しさを増す懸念がある。

このような状況の中でも、将来にわたり安定的な事業を継続するためには、経営の指針となるべき中長期的な経営計画を策定し計画的な経営を行うことが求められる。しかしながら、令和3年度からこれまでにおいて、令和4年度以降の経営計画の策定が進められておらず、今後を見据え、長崎・熊本両県ともさらに緊密に協議を行い、経営計画の策定等を進めるよう努められたい。

(2) 監査意見に対して講じた措置

ア 令和3年度においては、前年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済活動が抑制され、コロナ前に比べ輸送実績は約3割の減少となりました。

このような状況の中、令和4年9月23日の西九州新幹線開業に合わせて、島原 鉄道株式会社と当組合が連携した「雲仙・有明スローラインきっぷ」を発売し、新 幹線利用者等への誘客に努めました。

また、国による交通インバウンド対策支援の「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」を活用して、多比良港と長洲港ターミナルトイレを温水洗浄機能付便座へ改修し、利用者へのサービス向上に努めました。

今後も、感染防止対策を徹底し、ポストコロナ社会における観光需要の高まりを 見据え、引き続き関係団体や旅行業者と連携し、誘客推進に努めてまいります。

- イ 管理部門の人材育成については、今後も外部研修への参加の機会を設け、人材育 成に努めてまいります。
- ウ 当組合においては、新型コロナウイルス感染症の影響による輸送台数の減少と、 原油価格の高騰による船舶燃料費の上昇など、今後の輸送台数の回復傾向を考慮し ても、収支において厳しい状況が続くものと予想しており、また、物価高や人件費 の上昇、船舶等施設の維持費の増加に備えるため、長崎・熊本両県や関係機関と協 議を行い、令和5年度から運賃改定を実施することで安定した収入の確保を行うこ ととしました。

なお、懸案事項の一つである老朽船舶の更新については、今後の輸送台数の回復を注視しながら判断したいと考えており、経営の指針となるべき中長期的な経営計画の策定については、今回の運賃改定による収支状況と船舶更新等を踏まえた上で早期の策定に努めてまいります。

- 2 是正・改善を検討すべき事項について
 - (1) 是正・改善を検討すべき事項
 - ア 積載している車両の物損事故について 積載している車両の事故が4件発生している。 積載する車両の安全管理に万全を期すこと。
 - (2) 是正・改善を検討すべき事項に対して講じた措置
 - ア 積載している車両の物損事故について

積載車両損傷の主な原因は、低床車両乗船時、潮位が低い時間帯に可動橋施設と船舶後部を接続した時に生じる段差に段差解消マットを敷設しなかったことにより、車両底部と船舶甲板との接触が起こったことによるものです。常に段差解消マットを1枚敷設していますが、干潮時や低床車両乗船時には段差解消マットを追加する等、段差解消措置を徹底します。

これまで接触事故防止の対応として、常連の貨物運送業者に対しては、干潮の時間帯を事前に周知し別時間帯の乗船を案内し、また、料金所に来られた低床車に対

しては、車体接触の可能性があることを伝え、潮位が高くなるまで待っていただくか、接触の危険性が高い場合は乗船をお断りするなどの対応を行っているところです。

また、接触事故の危険性を軽減させるため、長崎県島原振興局に多比良公共可動 橋施設の改修を要望し、今年度改修工事が実施され、接触事故の危険性が軽減しま した。

なお、バイクの転倒防止については、積載時の固縛装置を片側だけでなく、必ず 車体両側から固定することを徹底します。

今後も、利用者へ安心して利用していただけるよう安全管理の徹底に努めてまいります。